

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から同年12月まで

母親が私の国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。

しかし、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が申請免除期間になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、その前後は納付済みとなっている。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、その母親が行ったとしているところ、申立人の納付記録を見ると、申立期間後の国民年金加入期間の保険料は全て納付されており、保険料を納付したとするその母親の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者カードにより、申立期間直後の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、50年1月14日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間については、当初、未納と記録されていたものの、平成23年12月27日に申請免除期間に訂正されている上、申立期間直前の昭和48年4月から同年6月までの期間について、A町の国民年金被保険者カードと社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳の納付記録が相違しているなど、申立人の納付記録が必ずしも適切に管理されていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 253 (事案 150、164 及び 212 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 43 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 43 年 10 月まで

昭和 41 年 8 月に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をして、当月分の国民年金保険料を同支所の窓口で納め、同年 9 月から 43 年 10 月までは、毎月、町内の集金担当者に保険料を払っていたのに、当該集金担当者に保険料を横領されたため未納とされているとして申立てをしたところ、平成 22 年 4 月 7 日付け、同年 7 月 14 日付け及び 23 年 8 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

今回、昭和 41 年 8 月 9 日に行った国民年金の加入手続及び当月分の国民年金保険料の納付に関して、当時のことを知る A 市役所 B 支所の元職員が証言をしてくれる上、同年 9 月から 43 年 10 月までの期間に関しては、当該集金担当者の横領事件を聞いていた方が書面を提出してくれたので、審議をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和 43 年 11 月 20 日の発行印がある申立人の国民年金手帳に資格取得日が同年 11 月 1 日と記載されていること、当該手帳には昭和 42 年度の国民年金印紙検認記録に検認スタンプが無いこと、及び 43 年度の印紙検認記録の昭和 43 年 10 月の欄に「この月以前不要」の押印が確認でき、申立人が保管している国民年金保険料納付票（昭和 46 年度から納入カード）には、申立期間において集金人の領収印が無い上、申立人が供述する集金担当者が国民年金保険料を集金していたとする証言は得られないほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 7 日付けで年金記録の訂正は必

要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、申立人の供述する集金担当者が実際に集金を行っていたこと、及び申立期間の国民年金保険料が横領されたことを証言できる者(3人)の氏名を提示したが、そのうち、申立期間当時に自らの保険料を納付していた証言者(2人)は、いずれも当該集金担当者が保険料を集金していた時期や地区は不明としているほか、「昭和41年8月の申立人の国民年金保険料の納付状況、及び同年9月から43年10月まで申立人の主張する集金担当者が申立人の保険料を横領したかどうかについては知らない。」と証言しており、申立期間に係る保険料の納付をうかがわせる具体的な証言は得られない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々度の申立てについては、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から43年10月までの期間に係る国民年金保険料の横領に関して、当時のことを知る5人が証言したとする録音テープを新たな資料として提出しているものの、当該録音テープに証言したとする5人からは、国民年金保険料が横領されたとする申立人の主張内容に関して具体的な供述は得られない上、申立人がA市役所B支所において納付したとする昭和41年8月の国民年金保険料については、申立人からは新たな資料等の提出も無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月10日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び昭和41年8月の国民年金保険料の納付について、当時のことを知るA市役所B支所の元職員の名前を挙げたほか、上述の集金担当者による横領事件を聞いていたとする者の書面を新たな資料として提出し、4度目の申立てを行っている。

しかし、申立人が名前を挙げたA市役所B支所の元職員の連絡先が明らかでないことから、昭和41年8月9日に行ったとする国民年金の加入手続及び同年8月の国民年金保険料の納付の状況について確認ができない上、上述の書面を提出した者からは、同年9月から43年10月までの保険料を横領されたとする申立人の主張内容に関して具体的な供述が得られなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 254 (事案 213 及び 241 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間当時は大学生で、A 県 B 町 (現在は、C 市) に両親と一緒に住んでいた。

父親は、私が大学生の時に国民年金保険料を納付したと言っているのに、申立期間の納付記録が無い。

平成 23 年 8 月 10 日及び 24 年 1 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、どうしても納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しが確認できず、申立人が当時居住していた C 市でも、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できないと回答していることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられること、ii) 申立期間の保険料を納付したとするその父親は、加入手続の時期、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について覚えていないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明であること、iii) 申立人の父親から提出された昭和 62 年から平成 2 年までの確定申告書 (写し) には、1 人分又は 2 人分に相当する国民年金支払保険料が記載されているが、オンライン記録では申立人の両親の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料が納付されていれば、3 人分 (申立人及びその両親) の国民年金支払保険料が記載されたと考えられ、申立期間において申立人の国民年金保険料が納付されていた状況はうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人から国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 1 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再々度の申立てにおいて、申立人に対し当委員会から改めて新たな資料・情報等の有無について照会を行ったものの、申立人からは委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出も無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年7月まで
平成2年8月から1年間A国に在住し、3年8月に帰国（B県C市）した。

その後、平成3年11月にD県E市に転居し、F区役所の窓口で転居手続きと一緒に、A国在住中にC市の住所地に届いていた納付書を持参して、現金で国民年金保険料をまとめて納付した。

しかし、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が納付済みになっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月頃に、C市の住所地に届いていた納付書を持参し、E市F区役所で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の戸籍の改製原附票によると、2年9月1日にA国に国外転出し、3年8月30日にC市に転入したことが確認できることから、申立人は「A国へ行く前に国民年金の加入手続はしていない。」と述べていることから、国外に居住する期間については、任意加入期間となるため、制度上、帰国後に加入手続を行ったときには、遡って国民年金の被保険者とはなり得ず、保険料を遡って納付することはできなかったと考えられる。

また、E市は、「ほかの市町村が発行した納付書で保険料を納付することはできない。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、平成3年12月頃にE市F区で払い出されたと推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、その際に資格取得日を

同年8月30日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に記載されている日付とも一致しており、この資格取得日を基準とすると、申立期間は未加入期間となり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月頃から同年 7 月頃まで
② 昭和 57 年 9 月頃から 58 年 12 月頃まで
③ 昭和 59 年 2 月 27 日から 61 年 9 月 10 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②については、B社は、昭和 49 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同社は、既に破産手続開始の決定を受けており、その破産管財人は、「申立人に係る勤務及び社会保険に関する資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、B社における同僚の氏名を記憶していないところ、オンライン記録により連絡先が明らかとなった元従業員(二人)は、照会に対し申立人のことを覚えていないと回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間③については、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用

事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、事業主の氏名は記憶しているものの、当該事業主の連絡先が明らかでないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人には、申立期間①、②及び③における雇用保険の記録が確認できない上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。